

循環型社会形成推進地域計画

蓮田白岡衛生組合

蓮 田 市

白 岡 市

平成23年1月

平成24年1月改正

平成24年9月改正

平成25年1月改正

平成25年12月改正

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	
	(1) 対象地域	1
	(2) 計画期間	1
	(3) 基本的な方向	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	
	(1) 一般廃棄物等の処理の現状	2
	(2) 生活排水処理の現状	3
	(3) 一般廃棄物等の処理の目標	4
	(4) 生活排水処理の目標	5
3	施策の内容	
	(1) ごみ処理関係	6
	(2) 生活排水処理関係	11
	(3) 処理体制	15
	(4) 処理施設の整備	18
	(5) 施設整備に関する計画支援事業	19
	(6) その他の施策	20
4	計画のフォローアップと事後評価	
	(1) 計画のフォローアップ	20
	(2) 事後評価及び計画の見直し	21
5	添付書類及び様式類	
	(1) 循環型社会形成推進地域計画の添付書類一覧	22

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町名：埼玉県蓮田市・白岡市

面積：52.15 k m²

人口：114,289人（平成22年3月31日現在）

表1 対象地域の内訳

市町名	蓮田市	白岡市
面積(k m ²)	27.27	24.88
人口(人)	63,864	50,425

(2) 計画期間

本計画は、平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には見直すものとする。

(3) 基本的な方向

組合の構成市である蓮田市と白岡市は埼玉県の東部、東京都心から30～40km圏に位置しており、首都圏における宅地供給の高まりとともに都市基盤が整備され、県都さいたま市に隣接するという地理的な条件を有し、戸建て住宅を中心としたベッドタウンとしての性質をもっている。圏域は広域的な鉄道網・道路網の整備により、田園都市から住宅都市に変貌する動きにある。これらの情勢を踏まえ、環境への負荷が少ない循環型社会の形成に向けて、ごみの発生・排出抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3R原則に基づく資源循環システムづくりを進め、効率的なごみ処理事業の運営を行い、住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を果たし、相互に協力しながらごみの減量化・資源化を推進する。

また、構成市である蓮田市、白岡市ともに埼玉県中川流域下水道の関連公共下水道事業として位置付けられており、公共水域の水質の保全を目的として、集合排水処理（公共下水道及び農業集落排水施設）の整備を進めているところである。今後もより一層の水質保全を図るため、集合排水処理の整備を進めるとともに、集合排水処理区域外には合併処理浄化槽の設置を推進する。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物の処理の現状

平成21年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図1に示すとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め 34,455 トンであり、再生利用される「総資源化量」は 9,659 トン、リサイクル率〔=(直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量) / (ごみの総処理量+集団回収量)〕は 28%である。

中間処理による減量化量は 24,217 トン/年であり、集団回収量を除いた排出量の 1.8%に当たる 579 トン/年が埋め立てられている。

尚、中間処理量の内、焼却量は 27,063 トン/年である。

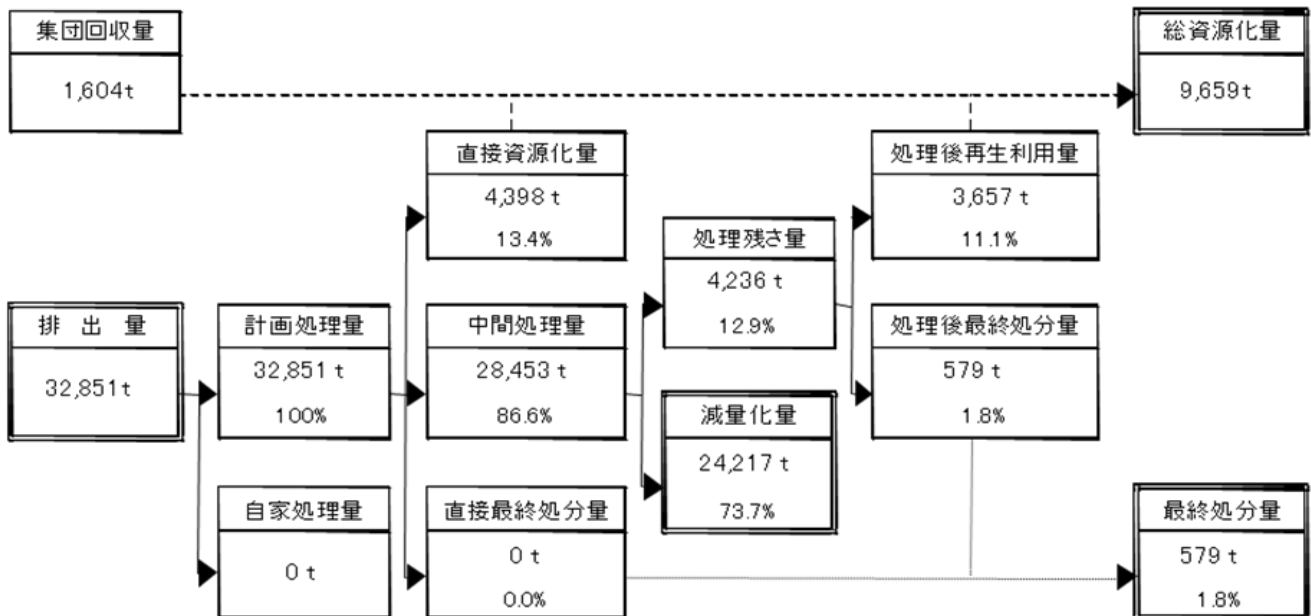


図1 一般廃棄物の処理状況フロー (平成21年度)

(2) 生活排水処理の現状

平成21年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で114,289人であり、水洗化人口は、87,814人、汚水衛生処理率は76.8%である。

し尿発生量は2,584 kl/年、浄化槽汚泥等発生量は14,386 kl/年であり、処理量は合わせて16,970 kl/年である。

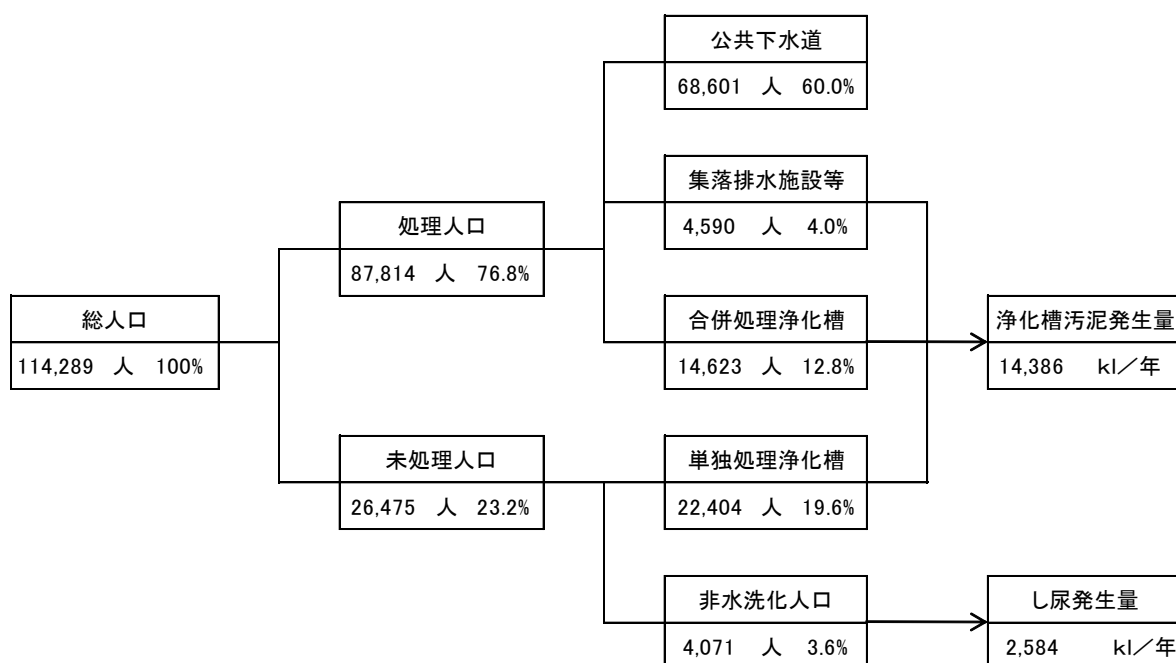


図2 生活排水の処理状況フロー（平成21年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め、資源ごみの分別収集の徹底などにより循環型社会の実現を目指すものとし、それぞれの施策に取り組んでいく。

表2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指 標		現 状 (割合※1) (平成 21 年度)	目 標 (割合※1) (平成 28 年度)
排 出 量	事業系 総排出量	7,354 トン	7,295 トン (-0.8%)
	1 事業所当たりの排出量※2	2.26 トン/事業所	2.24 トン/事業所 (-0.9%)
	家庭系 総排出量	25,497 トン	24,547 トン (-3.7%)
合 計	1 人当たりの排出量※3	223kg/人	217kg/人 (-2.6%)
	事業系家庭系排出量	32,851 トン	31,841 トン (-3.1%)
再 生 利 用 量	直接資源化量	4,398 トン (13.4%)	6,155 トン (19.3%)
	総資源化量 (集団回収を含む)	9,659 トン (28.0%)	11,500 トン (34.1%)
減 量 化 量	中間処理による減量化量	24,217 トン (73.7%)	21,784 トン (68.4%)
最 終 処 分 量	埋立最終処分量	579 トン (1.8%)	467 トン (1.5%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合、ただし、総資源化量のみ排出量と集団回収量の合計に対する割合

※2 (1 事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)

※3 (1 人当たりの排出量) = { (家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量) } / (人口)

(指標の定義)

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く)
〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さの量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕

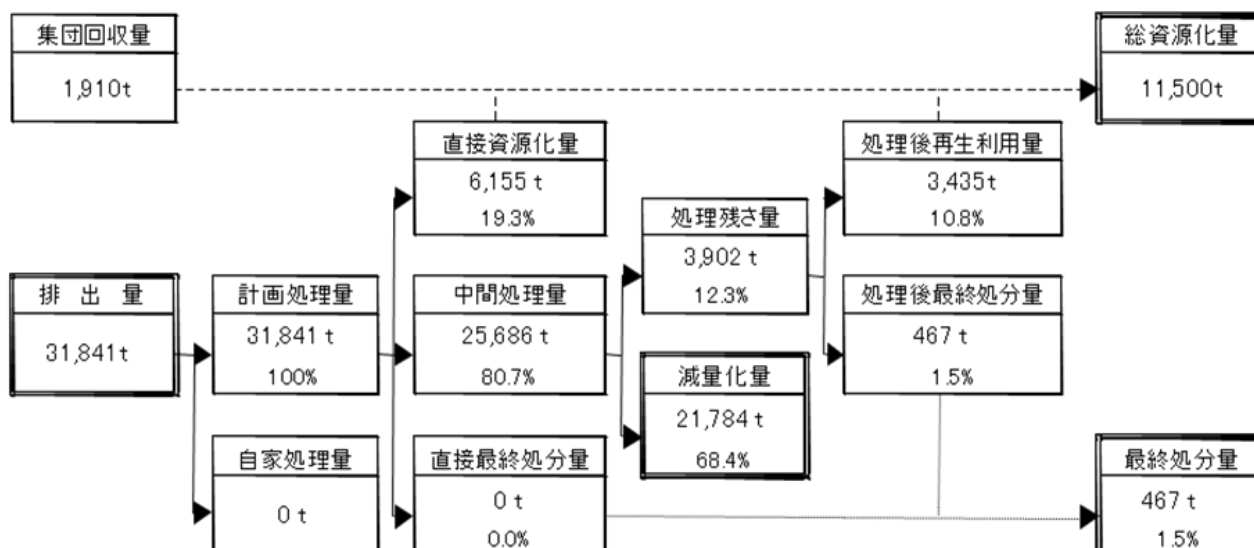


図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (平成 28 年度)

(4) 生活排水処理の目標

平成28年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は次のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で113,027人であり、水洗化人口は、95,587人、汚水衛生処理率は84.6%である。

し尿発生量は1,679 kl/年、浄化槽汚泥等発生量は10,310 kl/年であり、処理量は合わせて11,989 kl/年である。

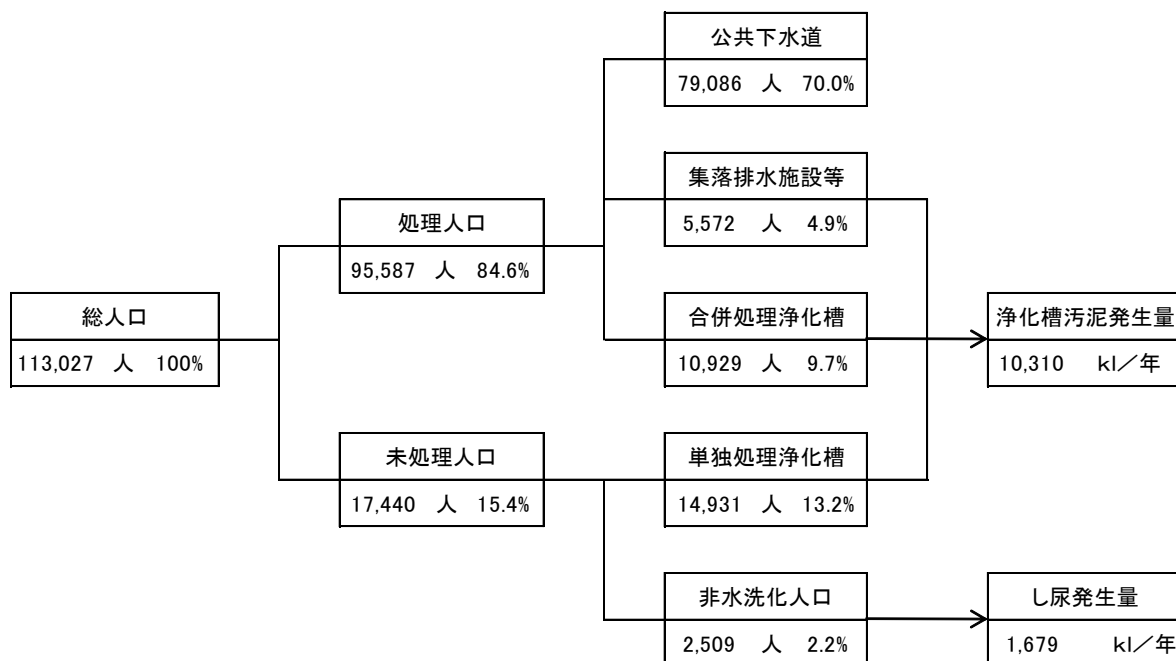


図4 生活排水の処理状況フロー（平成28年度）

生活排水処理については、表3に掲げる目標のとおり、公共下水道の普及とともに合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表3 生活排水処理に関する現状と目標

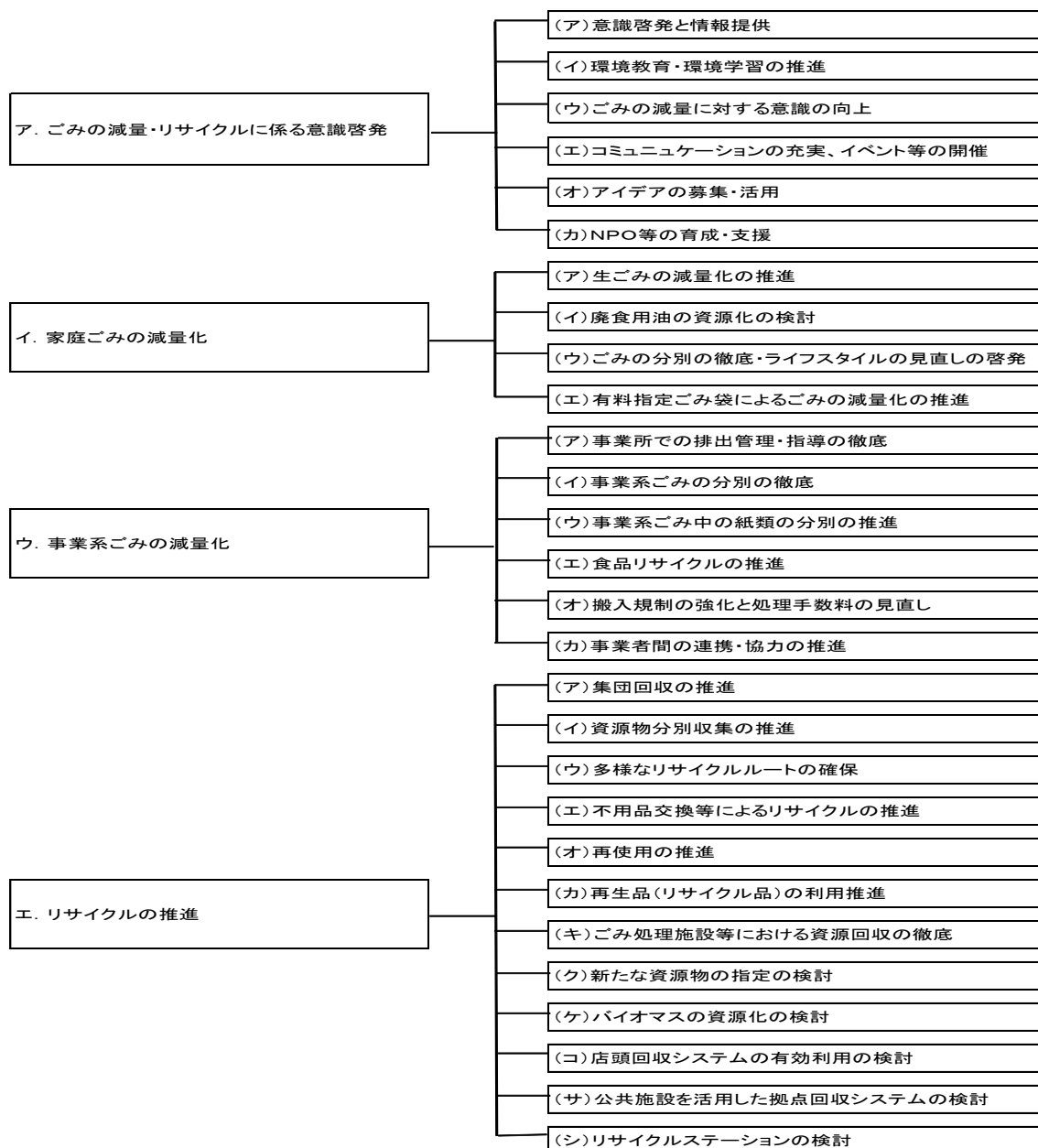
		平成21年度（現状）	平成28年度（目標）
処理形態別人口	公共下水道	68,601 人（60.0%）	79,086 人（70.0%）
	農業集落排水施設等	4,590 人（4.0%）	5,572 人（4.9%）
	合併処理浄化槽	14,623 人（12.8%）	10,929 人（9.7%）
	未処理人口（単独+し尿）	26,475 人（23.2%）	17,440 人（15.4%）
	合計	114,289 人（100%）	113,027 人（100%）
し尿・汚泥の量	汲み取りし尿量	2,584 キロリットル	1,679 キロリットル
	浄化槽汚泥量	14,386 キロリットル	10,310 キロリットル
	合計	16,970 キロリットル	11,989 キロリットル

3 施策の内容

(1) ごみ処理関係

当組合では、本計画において、循環型社会形成推進法の考えに基づき、「発生抑制 Reduce(リデュース)、再使用 Reuse (リユース)、再生利用 Recycle(リサイクル)」の3R原則に基づくごみ処理を基本方針として、ごみの発生抑制>再使用>再生利用の優先順位のもと、減量化・資源化の推進を図るものとし、「環境への負荷が少ない循環型社会を形成」に向けて提案する施策は、住民・事業者・行政の三者がそれぞれの果たすべき役割を果たし、相互に協力・連携することにより、効率的かつ効果的に推進する施策を展開していくものとする。

ごみの排出抑制と資源化については、以下の施策体制に示す取り組みにより、効果的・総合的に推進するものとする



ア ごみの減量・リサイクルに係る意識啓発

(7) 意識啓発と情報提供

従来と同じライフスタイルを続ける限り、ごみの排出状況も変わらないため、ごみの減量・リサイクルを推進するに際しては、一人ひとりのレベルでのライフスタイルの見直しに向けた意識啓発が必要である。

ごみの減量・リサイクルの推進、及びごみの排出マナーの向上を目指して、広報紙、パンフレット、ホームページ等の作成にあたっては住民目線に立ち、住民の意見を多く取り入れながら積極的に情報を発信・提供する。

意識啓発と情報提供の拠点としてリサイクルプラザの整備を推進する。

(4) 環境教育・環境学習の推進

子供から大人まであらゆる世代に応じた環境教育・環境学習の充実を図る。特に子供に対して、循環型社会の形成に向けた正しい知識と行動を習得してもらうため、学校での環境教育・環境学習を継続し推進する。

また、ごみ処理施設見学会や講演会、出張講座等の機会を通じて、ごみ処理の現状・課題の周知とごみ減量活動に対する啓発を図る。

(5) ごみの減量に対する意識の向上

住民に対して、ものを大切に使う、不要なものを買わない、買い物に際してマイバッグを持参してレジ袋や過剰包装を断る等、環境に配慮した消費行動を実践するよう、意識の向上を図る。

事業者に対して、簡易包装の推進、ごみになりにくい商品及びリサイクルしやすい商品の製造・販売、修理体制の整備やアフターケアの充実等を呼びかける。

(1) コミュニケーションの充実、イベント等の開催

自治会等と連携した講座や説明会等で、ごみの減量・リサイクルの情報を提供し、住民の協力を求めていく。

また、住民のごみ減量・リサイクルへの関心を高め、取り組みを行う動機づけを図るため、ごみ処理施設見学会の継続やイベントの開催等を行う。

(4) アイデアの募集・活用

住民・事業者からごみの減量やリサイクルに関する取り組み、アイデア等を募集し、広報紙やホームページ等に掲載することにより、住民・事業者への周知と活用を図る。

(カ) NPO 等の育成・支援

ごみの減量やリサイクルに関して、地域の実情に応じたきめ細かな取り組みや効果的な取り組みを推進するため、環境 NPO 等の育成・支援を行う。

イ 家庭ごみの減量化

(7) 生ごみの減量化の推進

生ごみの水切り徹底や食べ残し・賞味期限切れ商品の廃棄を出来るだけなくすなど、生ごみの減量化の取り組みを推進する。

(イ) 廃食用油の資源化の検討

一般家庭から排出される廃食用油の回収と資源化について、既に実施している市町村での取り組み状況やリサイクル技術の動向等を把握し、圏域での実施可能性について検討を行う。

(ウ) ごみ分別の徹底、ライフスタイルの見直しの啓発

住民に対して収集ごみの分別の徹底を啓発する。住民に詰め替え商品等のグリーン商品の購入について啓発を行う。

(エ) 有料指定ごみ袋によるごみ減量化の推進

現在実施している有料化による減量の成果を今後も継続するため、必要に応じごみ処理手数料（指定ごみ袋料金）の見直しを行う。

ウ 事業系ごみの減量化

(7) 事業所での排出管理・指導の徹底

事業者に対する許可業者との契約を指導する。

また、事業所での適正な廃棄物管理について情報提供を行うとともに、廃棄物の減量化に努めるよう指導する。

(イ) 事業系ごみ分別の徹底

事業者に対して事業系ごみの分別の徹底を啓発する。

また、事業系ごみに対する搬入時の監視を強化し、ごみが適正に分別されていない場合には、搬入を規制するとともに、指導を徹底する。

(ウ) 事業系ごみ中の紙類の分別の推進

事業系ごみ（直接搬入）中には大量の紙類（OA 用紙等）が排出されていると考えるため、これらの「紙類」の資源化に向けて事業者の意識向上に向けた啓発を行う。

(エ) 食品リサイクルの推進

スーパー等の大規模小売店においては、食品リサイクル法に基づく食品廃棄物の収集、処理を自主的に行っており、実績を積み上げている。

飲食店や食品小売業、大規模施設の食堂から排出される食品廃棄物について、売れ残りや食べ残しを減らす工夫や食品リサイクルを実施するよう啓発、指導を行う。

(オ) 搬入規制の強化と処理手数料の見直し

排出者責任の徹底を図るため、ごみ処理施設における事業系ごみの受入基準に基づく適正な搬入を指導するとともに、処理手数料の適宜見直しを行う。

(カ) 事業者間の連携・協力の推進

事業者自らがごみの適正処理やリサイクルルートの確保を図ることが困難な場合等も考慮し、業界団体や商工団体等の事業者間の連携・協力を推進する。

エ リサイクルの推進

(7) 集団回収の推進

古紙等の資源物の集団回収の活発化を図るための対策の検討を行う。集団回収の継続・推進に向けて子供会等の各種団体による集団回収を支援する。

(イ) 資源物分別収集の推進

ごみの分別徹底を呼びかけ、資源物の分別収集・資源化を推進する。

(ウ) 多様なリサイクルルートの確保

牛乳パック、トレイ、ペットボトル等の店頭回収、廃乾電池の販売店回収等を推進する。

(エ) 不用品交換等によるリサイクルの推進

フリーマーケット、バザー、リサイクルフェア等の情報提供を行うとともに、イベントの開催を支援する。

(イ) 再使用の推進

粗大ごみとして排出された家具等の修理・再生を行う。併せて再生品の保管・展示スペースを設けることにより、再生品の購入・活用を推進する。

家具展示販売会については常時開催を目指す。

(ロ) 再生品（リサイクル品）の利用推進

行政における再生品の利用を率先して行うとともに、エコマーク等の環境保全型商品、再生品の情報提供を行い、住民・事業者に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品等の購入を呼びかける。

(ハ) ごみ処理施設等における資源回収の徹底

粗大ごみ処理施設での資源物の選別・回収の徹底を図る。

また、焼却灰のセメント原料化以外の資源化方法について積極的に取り組む。

(ニ) 新たな資源物の指定の検討

ペットボトル以外の「その他プラスチック製容器包装」の分別収集の早期導入について検討する。

(ホ) バイオマスの資源化の検討

生ごみや剪定枝の回収と資源化について、既に実施している地域での取り組み状況やリサイクル技術の動向等について調査研究し、費用対効果を含め実施可能性について検討を行う。

(ヘ) 店頭回収システムの有効利用の検討

スーパー等の小売店が実施している牛乳パックやトレイ等の資源物の店頭回収を促進し、再利用、再資源化を進める。

また、店頭回収品目の処理ルート of 拡大について支援を行う。

(コ) 公共施設を活用した拠点回収システムの検討

NPO 等の住民団体、ボランティア団体との協働により、公共施設を活用した資源物の拠点回収を進める。

また、学校で回収しているペットボトルキャップの回収拠点の拡大を促進する。

(2) リサイクルステーションの検討

リサイクルの推進を図るため、地区に設置するリサイクルステーションの導入について検討を行う。リサイクルステーションの運用については、地区の住民が主体となって運営していくものとする。

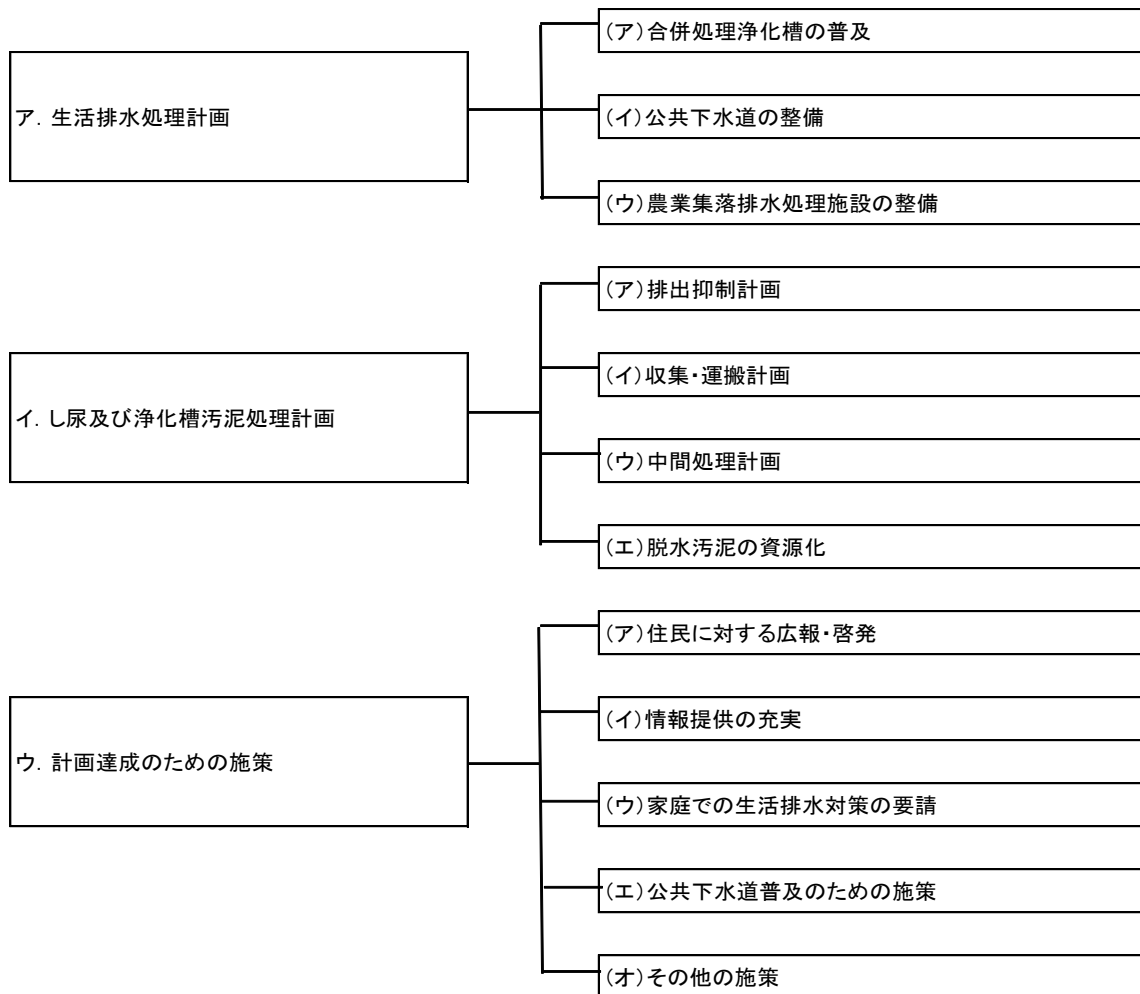
リサイクルステーションに集積した資源物については、定期的に回収を行うものとする。

(2) 生活排水処理関係

生活排水処理については、衛生的な生活環境の確保のため、生活排水処理の必要性を啓発するとともに、生活排水処理施設の整備を推進することを基本とする。

また、生活排水処理基本計画の目標達成のためには、地域の住民・事業者の理解と協力が不可欠である。このため、今後も住民・事業者に対する広報・啓発を継続し、行政と住民・事業者が一体となった水環境の保全に努めるものとする。

生活排水処理については、以下の施策体系に示す取り組みを推進するものとする。



ア 生活排水処理計画

(7) 合併処理浄化槽の普及

行政区域のうち、集合排水処理（公共下水道及び農業集落排水施設）対象区域以外の全域を対象とし、合併処理浄化槽の普及促進を図る。

単独処理浄化槽が残っている家庭及び事業所については、集合排水処理（公共下水道及び農業集落排水施設）対象区域以外の合併処理浄化槽設置補助制度の活用を促すなど合併処理浄化槽の設置を促進する。併せて合併処理浄化槽転換の指導等を継続し行う。

(4) 公共下水道の整備

公共下水道については、今後も認可区域内の面整備を行うとともに、各家庭からの管渠への接続を推進する。また、認可区域の拡大を促進する。

(5) 農業集落排水処理施設の整備

農業集落排水処理施設については、今後も地域住民の理解と協力を得ながら事業を推進する。

イ し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(7) 排出抑制計画

公共下水道への接続が可能な地域において、浄化槽から公共下水道への接続への切替を指導し、浄化槽汚泥の排出抑制を推進する。

(4) 収集・運搬計画

収集・運搬の方法は、今後も現行どおりを基本とし、し尿は委託業者、浄化槽汚泥は許可業者が担当するものとする。また、収集・運搬に際しては生活環境の保全に留意する。

し尿・浄化槽汚泥の収集量が将来的に減少することが予測されるが、車両・人員の合理的な配置、収集経路の適正化を推進することにより、適切かつ効率的な収集・運搬システムを今後も維持するものとする。

(5) 中間処理計画

収集したし尿・浄化槽汚泥は、今後も現行同様、全量を組合の処理施設で適正に処理するものとする。処理施設については、経年に伴う処理能力の低下等の諸問題が生じる可能性を考慮した上で、施設を適切に補修しながら継続利用するものとする。

し尿・浄化槽汚泥の収集量が将来的に減少することに伴い、処理量も減少し、現行施設の処理能力（合計 72kℓ/日）を大きく下回り、既存の 2 施設のうち 1 施設（処理能力 42kℓ/

日)の能力だけで運転可能となることが予測される。この場合には、一部既存施設(処理能力30kℓ/日)の運転の停止を検討する。

(エ) 脱水汚泥の資源化

し尿処理施設で発生する脱水汚泥は、平成19年4月以降は全量を堆肥や路盤材の原料として活用しており、最終処分(埋立)は行っていない。今後も脱水汚泥の資源化を継続するとともに、より適切な資源化のあり方等について検討を行う。

ウ 計画達成のための施策

(7) 住民に対する広報・啓発

日常生活に伴う生活排水が河川等の水環境に及ぼす影響を認識し、負荷の軽減に努めるよう広報・啓発活動を展開する。

また、講習会や水環境に関連する行事の開催等により、水環境に関する環境学習・環境教育を推進する。

(イ) 情報提供の充実

広報やホームページ、パンフレット、小冊子などにより、水環境の現状や保全する取り組み等についての情報を広く提供する。

また、生活排水に関する相談業務やホームページを充実させること等により、住民・事業者が必要なときに必要な情報を入手できるようにする。

(ウ) 家庭での生活雑排水対策の要請

生活雑排水の対策は、公共用水域の水質保全だけでなく、身近な水路・側溝等の水質の改善による生活環境の快適化・美化等、生活環境を総合的に保全することにつながる。

生活雑排水は台所・風呂・洗濯等各家庭に発生源を持ち、行政側の一方的な規制は困難であるため、地域の住民に対して各家庭での生活雑排水対策の推進の要請を今後も継続するものとする。

各家庭での生活雑排水の対策は以下の2つに大別される。

- ①排水中に廃食用油あるいは固形の食物残さ等を混入させないことなど、日常生活での改善対策の奨励
- ②合併処理浄化槽等の設置及び適正な維持管理の奨励

(エ) 公共下水道普及のための施策

公共下水道への未接続は下水道事業を経済的に圧迫するほか、生活排水処理面での対策の遅れとなるため、住民に対し周知徹底を推進する。

(オ) その他の施策

旧し尿処理施設の解体に伴う跡地利用については、ごみ処理におけるリサイクル推進施設などの整備用地として活用する。

近年に建設される集合住宅においては、デスポーザー設置が進んでおり、それに起因する浄化槽汚泥の取扱いについて検討を行う。

(3) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

平成21年度における分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

蓮田市と白岡市の廃棄物の共同処理を実施する上で、分別区分は統一されており、燃えるごみ及び金属類については、減量化施策として平成12年4月から1世帯あたりの定額料金制を廃止し、有料指定ごみ袋による従量制を導入している。

この有料指定袋の導入により、ごみの減量化が推進され、導入前と比較すると18.5%ごみの発生抑制が図られた。また、これと同時に古紙類の資源回収を開始し、資源化率が22%となり現在もこれを推移している。

なお、現在、当組合には資源物(古紙・布類)等を適切に保管するための場所がなく、家具等の再生品の常設展示及び住民のための啓発・交流場所を併せて確保するため、旧し尿処理施設を解体した跡地にリサイクルプラザ併設型ストックヤードを整備する。資源物等を保管する屋内スペースと災害時など一時的に多量に発生する災害廃棄物などを保管・選別するための屋外スペースを確保し、多目的に活用できる複合的な施設整備を行うことにより、敷地の有効利用、作業の効率化を図り、リサイクルを積極的に推進し、循環型社会に貢献していく。

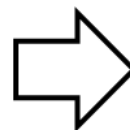
イ 廃棄物の減量ならびにリサイクルの推進について

当組合では、住民、事業者、行政が共通認識のもとでそれぞれの立場において、資源の効率的な有効利用やリサイクルを進めることにより「環境への負荷が少ない循環型社会の形成」の実現を目指していくことを一般廃棄物処理基本計画の基本目標としている。この理念に基づき、廃棄物の減量ならびにリサイクルの推進施策を実現して行く上では、広く住民等の意見を取り入れる必要があることから「廃棄物減量等推進審議会」並びに「ごみ行政をよりよくするための推進協議会」を立ち上げごみ行政全般について審議を重ねているところである。

リサイクルプラザ併設型ストックヤードの施設整備にあっても、この審議会及び協議会の中で議論を重ね、施設規模、機能などに加え、施設の利用方法についても慎重に審議を重ねていただき、このたび施設整備に対する提言がなされたところである。

表3 家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成21年)				
蓮田市・白岡市				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	
燃えるごみ	焼却	蓮田白岡	26,611	
金属類	破碎・選別	衛生組合	562	
ガラス類・ペットボトル 及び有害ごみ	リサイクル	民間施設	1,548	
資源物 (古紙・布類)	新聞	リサイクル	民間施設	885
	雑誌・古紙			958
	ダンボール			758
	紙パック			12
	布類			319
資源物 (飲食用缶)	破碎・選別	蓮田白岡	381	
粗大ごみ	破碎・選別	衛生組合	786	
	リサイクル			
廃乾電池	リサイクル	民間施設	31	



今後(平成28年)				
蓮田市・白岡市				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	
燃えるごみ	焼却	蓮田白岡	23,490	
金属類	破碎・選別	衛生組合	640	
ガラス類・ペットボトル 及び有害ごみ 廃プラスチック	リサイクル	民間施設	2,103	
資源物 (古紙・布類)	新聞	リサイクル	蓮田白岡 衛生組合 ストック ヤード	1,284
	雑誌・古紙			1,497
	ダンボール			1,167
	紙パック			18
	布類			466
資源物 (飲食用缶)	破碎・選別	蓮田白岡	416	
粗大ごみ	破碎・選別	衛生組合	714	
	リサイクル			
廃乾電池	リサイクル	民間施設	46	

ウ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後も現状と同様の分別区分において収集、処分を行う。

なお、事業系ごみは事業者の責任で廃棄物処理法の規定に基づき処理することとしており、組合の処理施設に対しては、有料で自己搬入または収集運搬許可業者による搬入を認めている。

また、事業系一般廃棄物の平均排出量が1日あたり100kg以上排出する事業者に対して、事業所におけるごみの減量、処理に関する計画（一般廃棄物減量計画）を作成させ、ごみの減量に対する意識付けを行うなど、更なるごみの減量化・資源化を推進する。

エ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

現在、組合の施設において、一般廃棄物の処理に支障が生じない範囲の質及び量の産業廃棄物の一部（紙くず・木くず・繊維くず・廃プラスチック類・金属くず・ガラス及び陶磁器くず・動植物系固形不要物）を併せて処理しており、今後も継続して実施する。

オ 生活排水処理の現状と今後

生活排水の処理については、引き続き、集合排水処理（公共下水道や農業集落排水処理施設）が整備されていない地域等では合併浄化槽の整備を進めていく。

また、し尿浄化槽汚泥（農業集落排水からの汚泥を含む）については、現在、組合の処理施設において処理し、生じた汚泥を脱水後、民間施設に委託して堆肥化等再生利用を行っており、今後も継続して資源化を推進する。

カ 今後の処理体制の要点

- ◇ リサイクルプラザ併設型ストックヤードを整備し、住民への意識啓発や情報提供を行うとともに、資源物の保管を充実させることでごみの減量・リサイクルの推進を図る。また、災害廃棄物の保管スペースを設けるなど複合的な施設整備を通じてより効率的な処理体制を構築する。
- ◇ 生活排水の処理については、引き続き、集合排水処理（公共下水道や農業集落排水処理施設）が整備されていない地域等では合併浄化槽の整備を進め、計画に基づいた生活排水処理を適正に実施する。

(4) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

前記(3)の処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	マテリアル リサイクル 推進施設	ストックヤード 施設整備事業	約 5,200 m ²	埼玉県白岡市篠津 1279-5 環境センター内	H23～ H24

※ 現有施設の概要及び審議会の中問答申書を添付する。

(整備理由)

事業番号1 リサイクルプラザの整備及び資源物の適正な保管場所、災害時等一時的に多量に発生する廃棄物の選別・保管場所の確保

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5～7のとおり行う。

表5 圏域内の合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済	整備計画	整備人口	事業期間
	基数(基)	基数(基)	人口	
	(平成21年度)		(人)	
浄化槽設置整備事業	1,668	156	390	H23～H27
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合計	1,668	156	390	

表 6 蓮田市の合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済	整備計画	整備人口	事業期間
	基数(基)	基数(基)	人口	
	(平成21年度)		(人)	
浄化槽設置整備事業	1,007	61	153	H23~H27
浄化槽市町村整備推進事業	-	-	-	
その他地方単独事業	-	-	-	
合計	1,007	61	153	

表 7 白岡市の合併処理浄化槽の整備計画

事業	直近の整備済	整備計画	整備人口	事業期間
	基数(基)	基数(基)	人口	
	(平成21年度)		(人)	
浄化槽設置整備事業	661	95	237	H23~H27
浄化槽市町村整備推進事業	0	0	0	
その他地方単独事業	0	0	0	
合計	661	95	237	

(5) 施設整備に関する計画支援事業

(4) の施設整備に先立ち、表8のとおり計画支援事業を行う。

表 8 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	ストックヤード施設整備(事業番号1)に関する設計業務	設計	H23

(6) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施する。

ア 再生利用品の需用拡大事業

行政における再生品の利用を率先して行うとともに、エコマーク等の環境保全型商品、再生品の情報提供を行い、住民・事業者に対して再生品の利用拡大、詰め替え利用が可能な製品等の購入を呼びかける。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

廃家電のリサイクルについては、特定家庭用機器再生商品化法に基づく適切な回収及び再商品化がなされるよう、関係団体や小売店などと協力して、普及啓発を行う。

また、住民へは、廃家電のリサイクル内容について、分別収集の手引き、収集日程表、広報誌等に掲載し周知の徹底を図る。

ウ 不法投棄対策

構成市が主体となり、地域の市民団体・関係団体と連携し、パトロールの強化や清掃活動を通して不法投棄の防止を図る。

また、県や警察と連携し、悪質な不法投棄への厳格な対応並びに未然防止の取り組みを実施する。

エ 災害時の廃棄物処理に関する事項

震災等が発生した場合の災害廃棄物の処理体制に万全を期すため、「災害廃棄物処理計画」を早期に作成するものとし、災害時のごみやし尿の収集、さらには処理・処分の支援体制を確保しておくため、広域ブロック圏や県下市町村間における広域支援体制をより強固なものとする。

また、災害時など一時的に多量に発生する災害廃棄物の一時的な保管、選別場所となる屋外ストックヤードの整備を図る。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

組合は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、速やかに処理状況の把握を行い、目標達成状況等の事後評価を行うものとする。なお、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

また、計画の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行う。

5. 循環型社会形成推進地域計画の添付資料一覧

- ◎ 循環型社会形成推進地域計画
 (添付資料)・対象地域図 ・目標の設定に関するグラフ等 ・分別区分説明資料
 ・現有処理施設の概要
- 様式1 循環型社会形成推進交付金事業実施計画統括表1
 (添付資料)・指標と人口等との要因に関するトレンドグラフ
 (平成18年度から平成28年度まで)
 ・地域内の施設の現況と予定
- 様式2 循環型社会形成推進交付金事業実施計画統括表2
 (地域内の計画事業を年度ごとにまとめたもの)
- 様式3 地域の循環型社会形成推進に向けた施策の一覧

◇その他参考資料として以下のものを添付

使用する様式	対象とする施設整備、事業
参考資料様式1 施設概要(リサイクル施設系)	ストックヤード

使用する様式	対象とする施設整備、事業
参考資料様式5 施設概要(浄化槽系)	浄化槽設置整備事業

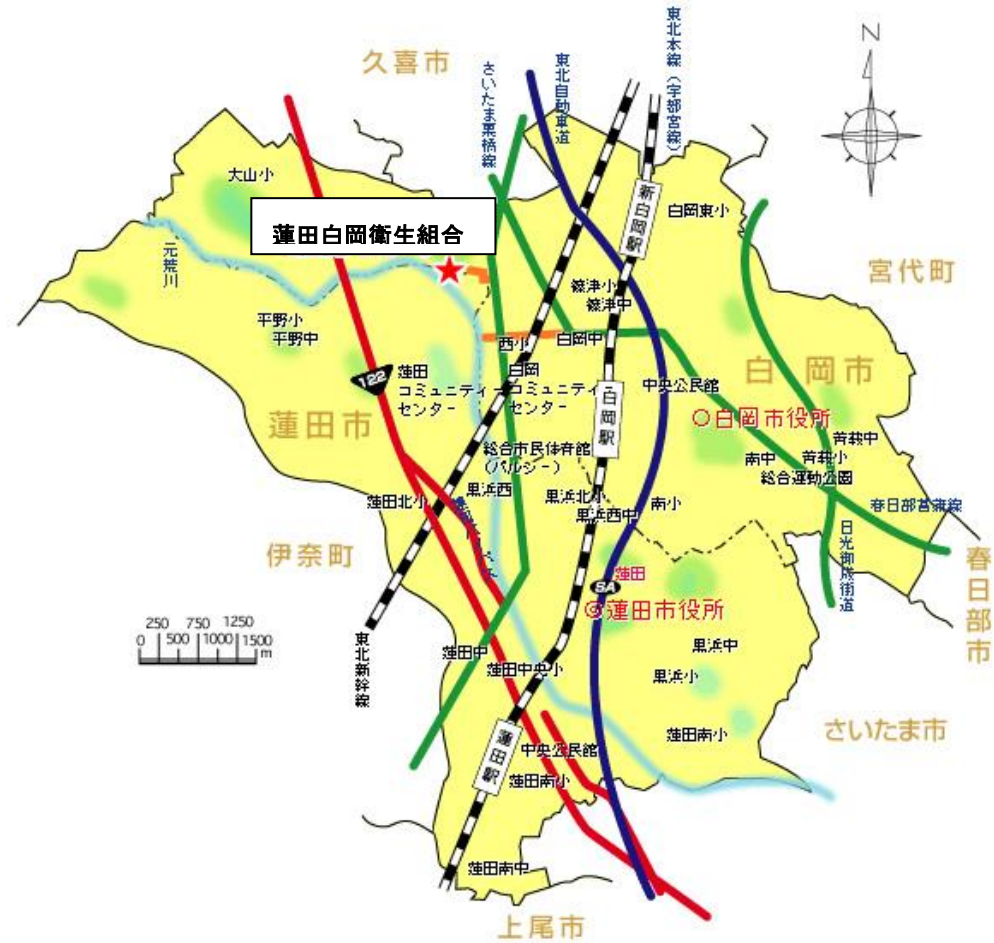
使用する様式	対象とする施設整備、事業
参考資料様式6 計画支援概要	ストックヤード施設整備に関する設計業務

○廃棄物減量等推進審議会中間答申書「リサイクルプラザ併設型ストックヤード整備について」

※廃棄物循環型処理施設基幹的施設の整備については、対応する施設の様式を利用のこと。

※整備する施設ごとに記載すること。

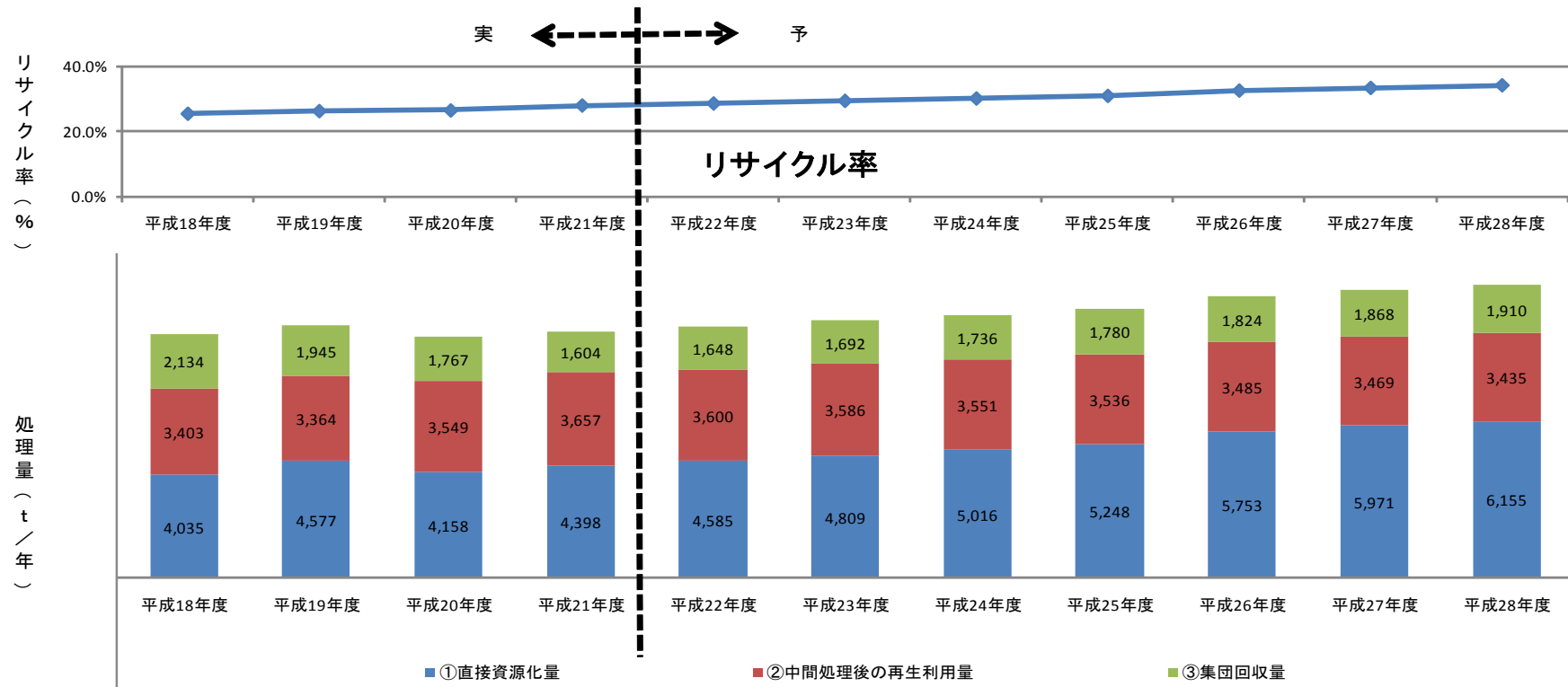
対象地域図



〈目標の設定に関するグラフ〉

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
リサイクル率	25.5%	26.3%	26.5%	28.0%	28.6%	29.4%	30.1%	30.9%	32.5%	33.3%	34.1%
①直接資源化量	4,035	4,577	4,158	4,398	4,585	4,809	5,016	5,248	5,753	5,971	6,155
②中間処理後の再生利用量	3,403	3,364	3,549	3,657	3,600	3,586	3,551	3,536	3,485	3,469	3,435
③集団回収量	2,134	1,945	1,767	1,604	1,648	1,692	1,736	1,780	1,824	1,868	1,910
④ごみの総処理量	35,378	35,601	34,008	32,851	32,779	32,673	32,418	32,377	32,207	32,097	31,841

リサイクル率＝総資源化量(①+②+③)÷ごみの総排出量(③+④)×100



〈分別区分説明資料〉

分別の種類と区分

区分	ごみの種類		排出方法
燃えるごみ	台所ごみ	生ごみ、貝がら、卵のから、トレー、包装ビニール、スナック菓子の袋、レトルト食品の袋	有料指定袋 45リットル 30リットル 20リットル
	木、布、紙類	資源にならない紙、生理用品、紙おむつ、煙草の吸い殻、ぬいぐるみ、糸くず、布くず、枝木、カーペットやふとん(座ふとん大に切ったもの)	
	プラスチック類	ビデオテープ、カセットテープ、発泡スチロール、洗剤やシャンプー等の容器、ポリバケツ、洗面器、など	
	皮革、ゴム類	靴、かばん、手袋、ベルト	
	その他	ペット用の砂、油(市販の固化剤や紙などにしみ込ませる)	
金属類	金属類	なべ、やかん、スプレー缶(穴を開けて)、かさ(骨組みのみ)かみそり・刃物等(収集の危険のないように)など	有料指定袋 45リットル 30リットル 20リットル
	金属が含まれたもの	小型家電製品(ビデオデッキ、ポット、炊飯器など)おもちゃ(金属製)	
ガラス類・ペットボトル及び有害ごみ	ガラス類	びん類、コップ、電球、せともの(素焼きの植木鉢、きゅうす、土なべ、かびんなど)	市販の袋などの透明・半透明袋 有害ごみは他のごみと分け「有害ごみ」と明記して出す
	ペットボトル	ペットマークのついたもの	
	有害ごみ	蛍光管、水銀体温計など	
資源物 (古紙・布類)	新聞紙	広告が入っていても可	品目ごとにひもなどで結ぶ
	紙パック	500cc以上の紙パック(内側がアルミ箔のものは除く)	
	段ボール	大きい場合は、小さくたたんで出して下さい	
	雑誌及び古紙	雑誌、菓子箱等、百科事典、単行本等、紙、紙袋、ノート等	
	布類	衣類(肌着、上着、ズボン、スーツ、コート等)、タオル、シーツ、カーテン等	
資源物 (食料用缶)	食料用缶	ジュース・ビール缶、ペットフード缶	市販の袋などの透明・半透明袋
	その他食料用缶	かんづめ、のり缶、菓子缶等で一斗缶までの大きさのもの	
廃乾電池	乾電池・ボタン電池	公共施設等で常時回収及び拠点収集	
粗大ごみ	タンス、ソファ、ベッドなど(45ℓの指定ごみ袋に入らないもの)	直接持ち込み収集申し込み	

現有施設の概要（ごみ処理施設）

（１） 180 t / 16 h ごみ焼却施設

※ 270 t / 24 h 平成 21 年 3 月 変更済

着工	平成 3 年 10 月 31 日	
竣工	平成 7 年 2 月 28 日	
事業費	7, 648, 780 千円	(単位千円)

型 式

設計・施工	: 株式会社 タクマ
焼却能力	: 180 t / 日 16 h (60 t × 16 h × 3 基)
処理方式	: 准連続焼却式 (タクマ PSS 型焼却炉、自動燃焼)
施設概要	: 鉄筋コンクリート造及び鉄骨 ALC 造 (地下 1 階地上 5 階)
煙 突	: 外筒 コンクリート外筒鋼板製外部保温形 ノズル先端まで 高さ 59.5 m 頂上口径 1.25 m
通風方式	: 平衡通風方式
余熱利用設備	: 場内施設の給湯及び暖房
排水処理	ごみピット : 炉内噴霧高温酸化方式 プラント排水 : 凝集沈殿、ろ過処理方式→再利用
集塵方式	: バグフィルタ方式
有害ガス処理方式	: 乾式有害ガス除去方式及び無触媒脱硝装置
燃焼ガス冷却方式	: 水噴射式
受入供給方式	: ピット・アンド・クレーン方式
灰出し方式	: 焼却灰-ピット・アンド・クレーン方式 : ダストーバンカ方式

（２） 36 t / 5 h 粗大ごみ処理施設

着工	平成 3 年 10 月 31 日	
竣工	平成 7 年 2 月 28 日	
事業費	2, 356, 640 千円	(単位千円)

型 式

設計・施工	: 株式会社 タクマ
破碎能力	: 36 t / 5 h
受入供給方式	: ピット・アンド・クレーン方式
破碎機形式	: タクマ式HC-G-1515型回転式破碎機
破碎物選別	: 粒度選別機、磁選機、アルミ類選別機による選別
破碎物選別種類	
不燃物	: 不燃物貯留ホッパの貯留後搬出
可燃物	: コンベヤにて焼却炉ごみピットに搬送
鉄 類	: プレス後搬出
アルミニウム	: プレス後搬出
除じん方式	: サイクロン及びバグフィルタ

(3) 一軸破碎設備

着 工	平成16年 3月 4日	
竣 工	平成16年 5月31日	
事業費	53,451千円	(単位千円)

型 式

設計・施工	: 株式会社 ウィズウェイストジャパン株式会社
破碎能力	: 4 t / 5 h
破碎機形式	: ウエノテックス製 UC-130
破碎対象物	: 可燃性粗大ごみ (タンズ・畳・じゅうたん・直径20cm長さ1.8m までの木の幹等)

現有施設の概要（し尿処理施設）

（１）３０ＫＬ／日浄化槽汚泥処理施設

着工	昭和５５年１１月１０日	
竣工	昭和５６年 ３月３１日	
型式	古河鉱業循環曝気式	
事業費	９４，０００千円	（単位千円）

（２）４２ＫＬ／日し尿処理施設

着工	平成１１年 ７月１２日	
竣工	平成１４年 ２月２０日	
型式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式	
事業費	８９２，５００千円	（単位千円）

様式 1

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成22年度)

1 地域の概要

(1)地域名	蓮田白岡衛生組合	(2)地域内人口	114,289人	(3)地域面積	52.15km ²
(4)構成市町村等名	蓮田市・白岡市	(5)地域の要件*	人口 面積 沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：	設立(予定)年月日： 年 月 日設立、認可予定			

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)					平成22年度	目標 平成28年度
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度		
排出量	事業系 総排出量(トン)	9,219	9,063	9,044	8,181	7,354	集計中	7,295
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	2.78	3.05	3.04	2.52	2.26		2.24
	家庭系 総排出量(トン)	26,075	26,314	26,557	25,827	25,497		24,547
	1人当たりの排出量(kg/人)	230	232	234	226	223		217
合計	事業系家庭系排出量合計(トン)	35,294	35,378	35,601	34,008	32,851		31,841
再生利用量	直接資源化量(トン)	4,163	4,035	4,577	4,158	4,398		6,155
	総資源化量(トン)	9,734	9,572	9,886	9,474	9,659		11,500
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	26,537	26,801	26,549	25,519	24,217		21,784
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	1,156	1,139	1,111	782	579		467

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	型式及び処理方式	施設竣工予定年月	処理能力(単位)	
マテリアルリサイクル推進施設(新設工事)	蓮田白岡衛生組合	ストックヤード			H25年4月		資源物等の保管場所として新設	ストックヤード	H25年3月	約5,200m ²	H24年度着工
ごみ処理施設	"	准連続焼却式		270t/日	H7年6月						
粗大ごみ処理施設	"	回転式破砕機		36t/5h	H7年6月						
し尿処理施設	"	古川鉱業循環曝気式		30kl/日	S53年9月						
し尿処理施設	"	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素方式		42kl/日	H14年2月						

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付する。

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状						目標
		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成28年度
総人口		113,257	113,315	113,657	114,156	114,289	集計中	113,027
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	63,220	64,735	66,461	67,257	68,601		79,086
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	55.8%	57.1%	58.5%	58.9%	60%		70%
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	2,917	3,119	3,674	4,363	4,590		5,572
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	2.6%	2.8%	3.2%	3.8%	4%		4.9%
合 併 処 理 浄 化 槽	汚水衛生処理人口	15,307	14,971	14,507	14,618	14,623		10,929
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	13.5%	13.2%	12.8%	12.8%	12.8%		9.7%
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口	31,813	30,490	29,015	27,917	26,475		17,440

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。(別紙参考を参照)

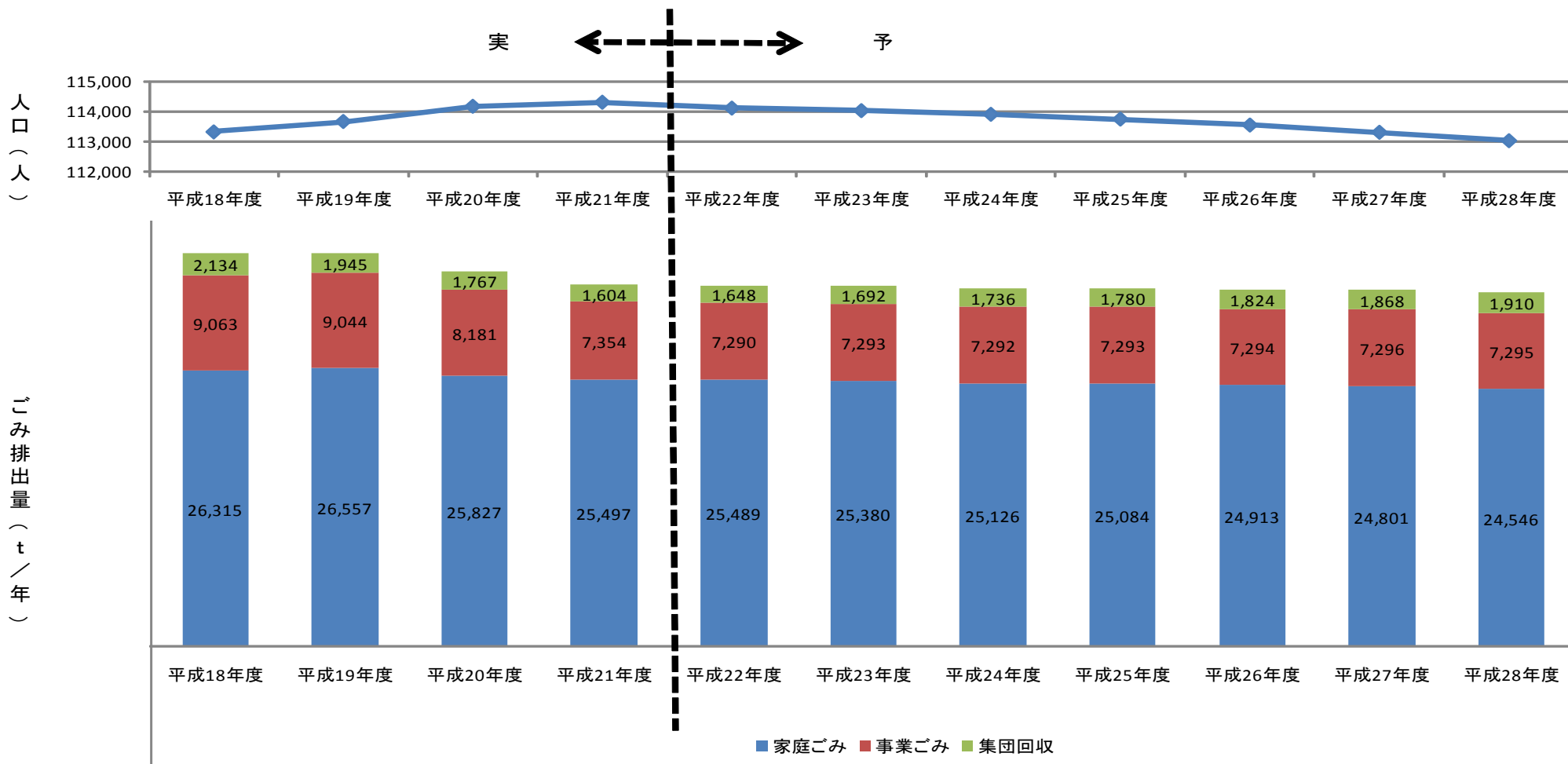
5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備考
		基数	処理人口	開始年月	基数	処理人口	目標年次	
浄化槽設置整備事業	蓮田市	1007	2528	H2.4	61	153	H27	
浄化槽設置整備事業	白岡市	1850	46493	H1.11	95	237	H27	

※ 計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付する。

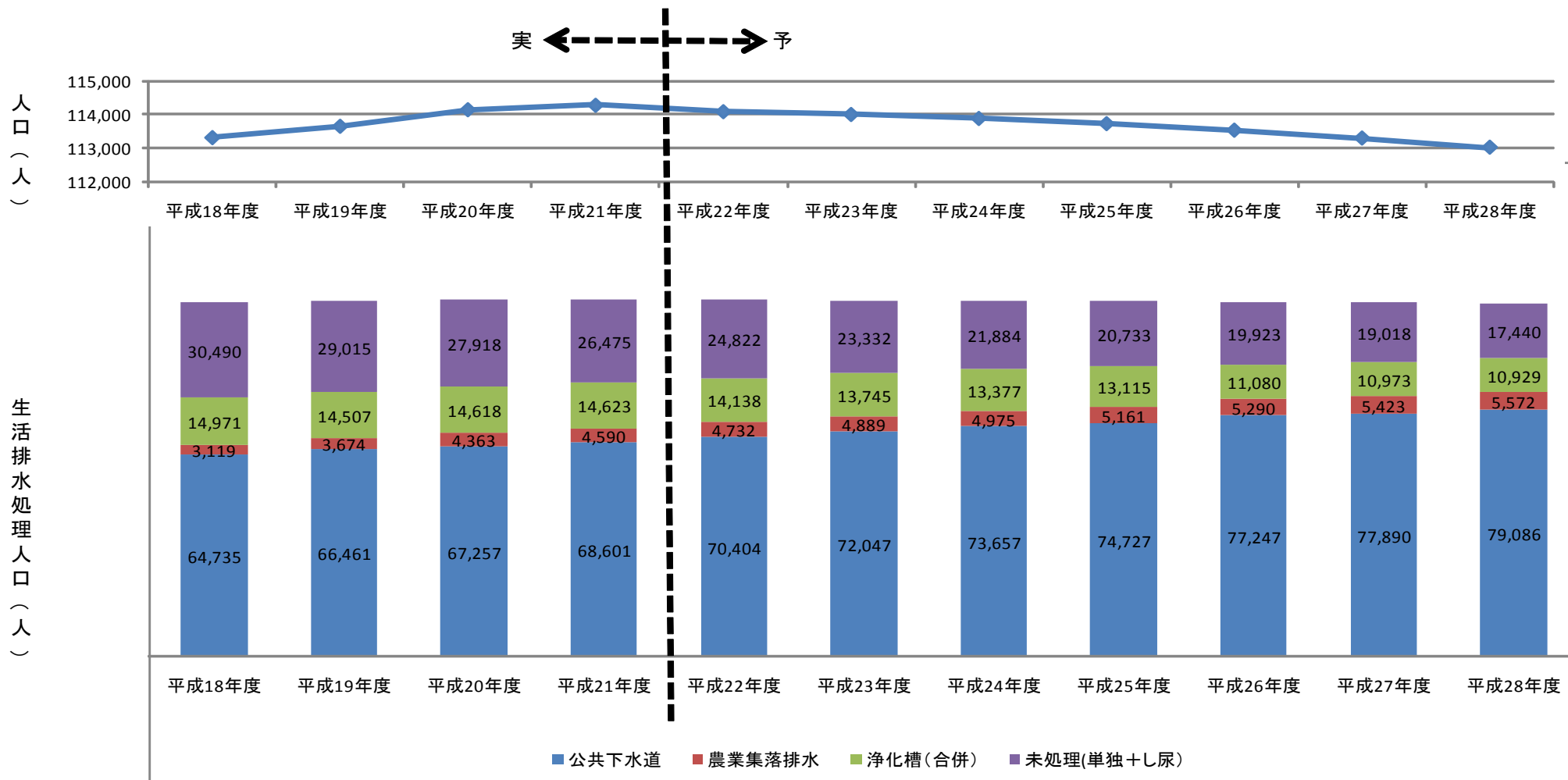
〈指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ〉 様式1 添付資料

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口	113,315	113,657	114,156	114,289	114,096	114,013	113,893	113,736	113,540	113,304	113,027
家庭ごみ	26,315	26,557	25,827	25,497	25,489	25,380	25,126	25,084	24,913	24,801	24,546
事業ごみ	9,063	9,044	8,181	7,354	7,290	7,293	7,292	7,293	7,294	7,296	7,295
集団回収	2,134	1,945	1,767	1,604	1,648	1,692	1,736	1,780	1,824	1,868	1,910
総排出量	37,512	37,546	35,775	34,455	34,427	34,365	34,154	34,157	34,031	33,965	33,751



〈指標と人口等の要因に関するトレンドグラフ〉 様式1添付資料

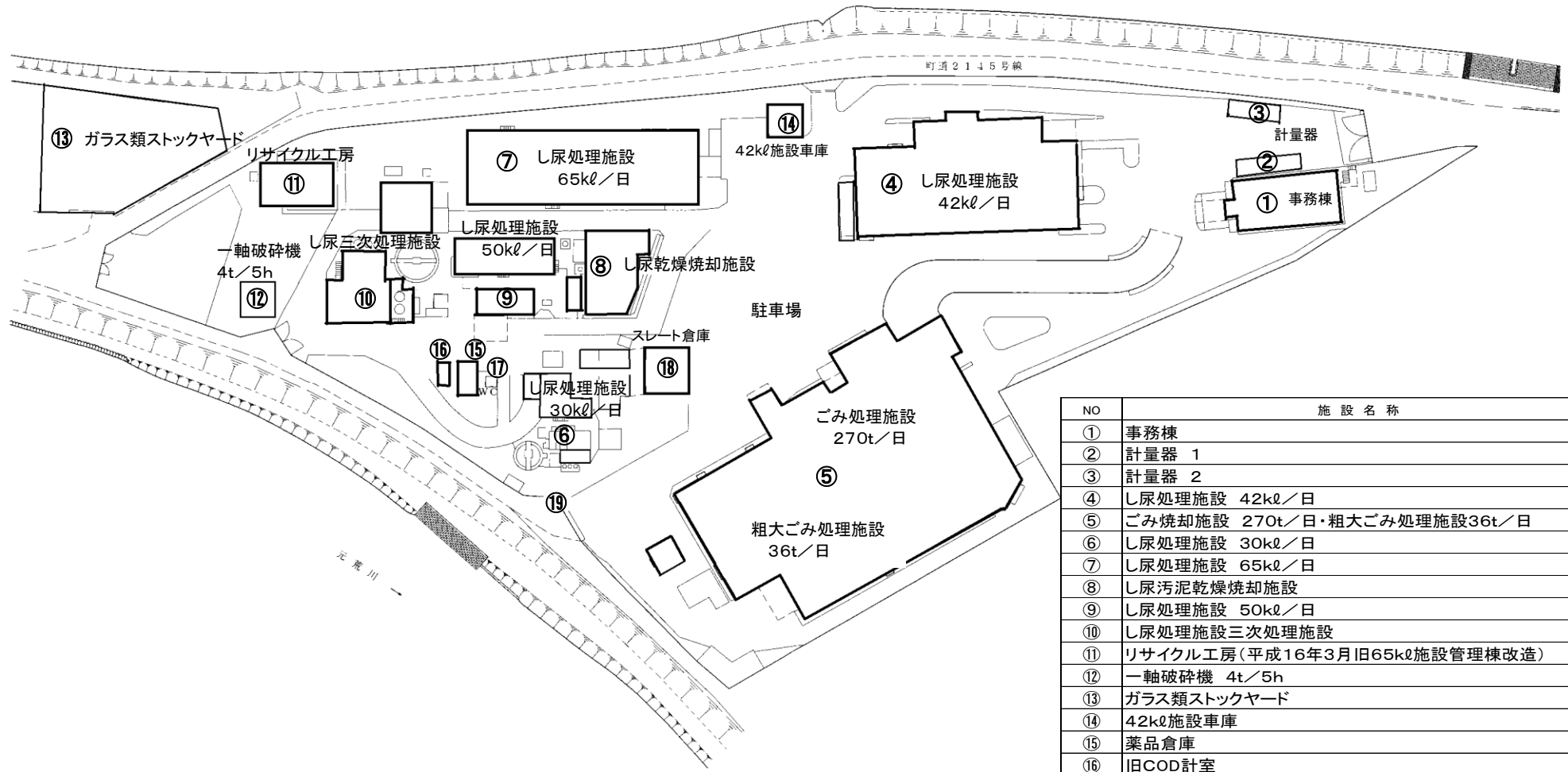
区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
人口	113,315	113,657	114,156	114,289	114,096	114,013	113,893	113,736	113,540	113,304	113,027
公共下水道	64,735	66,461	67,257	68,601	70,404	72,047	73,657	74,727	77,247	77,890	79,086
農業集落排水	3,119	3,674	4,363	4,590	4,732	4,889	4,975	5,161	5,290	5,423	5,572
浄化槽(合併)	14,971	14,507	14,618	14,623	14,138	13,745	13,377	13,115	11,080	10,973	10,929
未処理(単独+し尿)	30,490	29,015	27,918	26,475	24,822	23,332	21,884	20,733	19,923	19,018	17,440



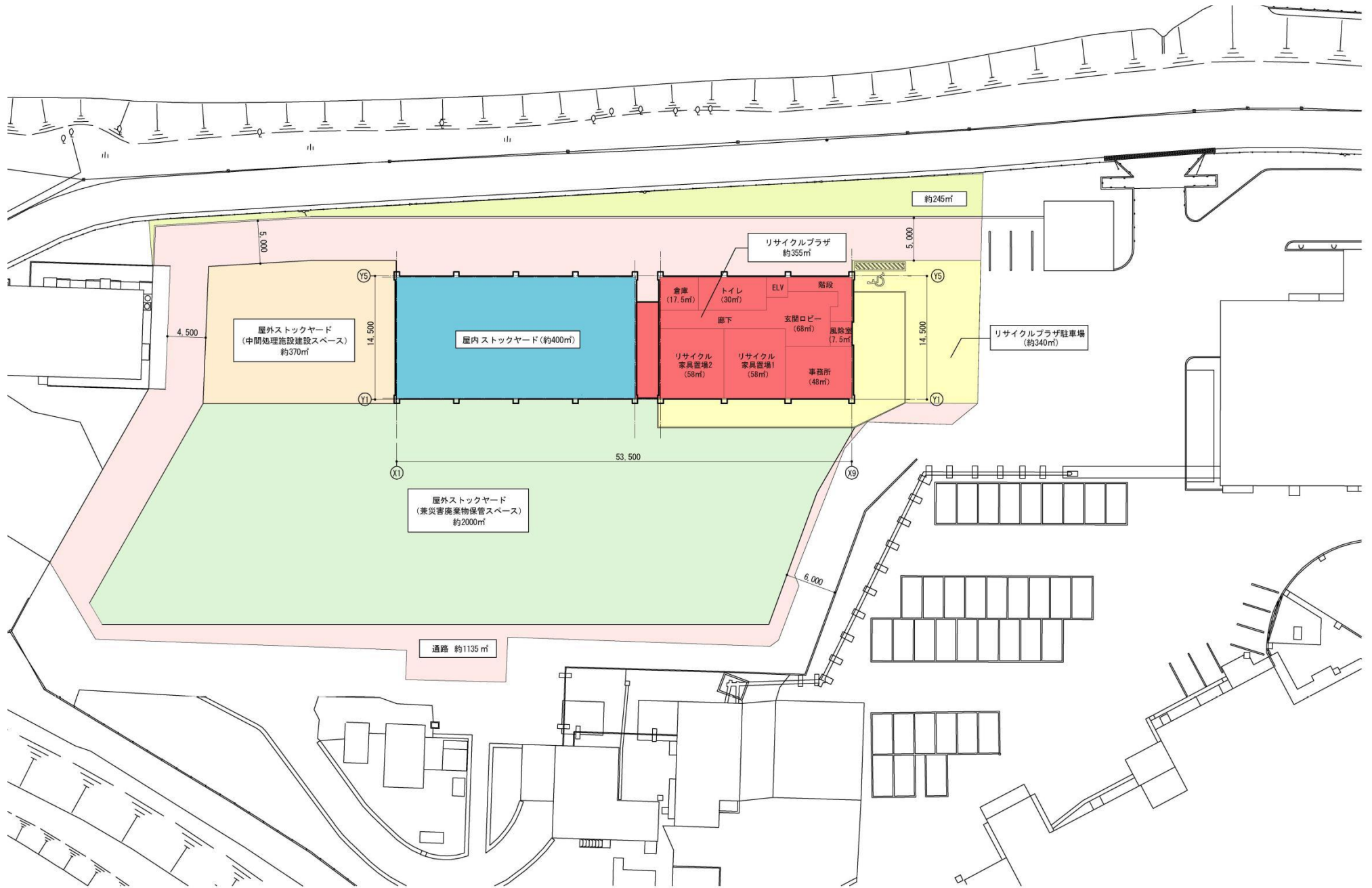
蓮田白岡環境センター全体配置図



東 北 西 南
→ ←



NO	施設名称
①	事務棟
②	計量器 1
③	計量器 2
④	し尿処理施設 42kl/日
⑤	ごみ焼却施設 270t/日・粗大ごみ処理施設36t/日
⑥	し尿処理施設 30kl/日
⑦	し尿処理施設 65kl/日
⑧	し尿汚泥乾燥焼却施設
⑨	し尿処理施設 50kl/日
⑩	し尿処理施設三次処理施設
⑪	リサイクル工房(平成16年3月旧65kl施設管理棟改造)
⑫	一軸破砕機 4t/5h
⑬	ガラス類ストックヤード
⑭	42kl施設車庫
⑮	薬品倉庫
⑯	旧COD計室
⑰	屋外トイレ
⑱	スレート倉庫
⑲	場内フェンス



循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2(平成22年度)

構成市 蓮田市・白岡市

事業種別	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模		事業期間 交付期間	総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
			単位			開始	終了	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度		平成 26年度	平成 27年度
○再生利用に関する事業						196,495	0	196,495				191,307	0	191,307				
ストックヤード整備	1	蓮田白岡 衛生組合	5,200	m ²	H24	H24	196,495	0	196,495				191,307	0	191,307			
○浄化槽に関する事業						57,084	11,850	10,644	10,194	11,132	13,264	48,133	11,490	8,973	8,634	8,772	10,264	
浄化槽設置整備		蓮田市	61	基	H23	H27	15,658	2,160	2,710	2,260	3,198	5,330	12,607	2,100	2,439	2,100	2,238	3,730
浄化槽設置整備		白岡市	95	基	H23	H27	41,426	9,690	7,934	7,934	7,934	7,934	35,526	9,390	6,534	6,534	6,534	6,534
○施設整備に関する計画支援事業						8,274	8,274					7,766	7,766					
ストックヤード施設整備に関する設計業務	31	蓮田白岡 衛生組合			H23	H23	8,274	8,274				7,766	7,766					
合 計						261,853	20,124	207,139	10,194	11,132	13,264	247,206	19,256	200,280	8,634	8,772	10,264	

※1 事業番号については、計画本文3(3)表4に示す事業番号及び様式3の施設整備に関する事業番号と一致させること。また、様式3に示す施策のうち関連するものがあれば、合わせて番号を記入すること。

※2 広域連合、一部事務組合等については、欄外に構成する市町村を注記すること。

※3 実施しない事業の欄は削除して構わない。

※4 同一施設の整備であっても、交付金を受ける事業主体ごとに記載する。

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号 ※1	施策の名称	施策の内容	実施主体	事業期間 交付期間		交付金 必要の 要否	事業計画						備考
					開始	終了		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	
発生抑制、 再使用の推 進に関する もの		排出抑制・再資源化の 啓発	HP、環境センターだより等広報紙 による情報提供	蓮田白岡 衛生組合	H22	継続				普及啓発				
		環境・ごみ教育の推進	施設見学会や講演会、出張講座等 を通じてごみ処理の現状・課題の 周知とごみの減量に対する啓発	"	"	"				普及啓発				
		事業系ごみの減量化	多量排出者(100kg/日)以上排 出する事業者に対する減量計画の 作成させ、減量化を推進するた めの指導	"	"	"				普及啓発				
		リサイクル家具展示販売 会	リサイクル家具の展示販売会	"	"	"				普及啓発				
		ごみ・生活排水普及啓発 事業	分別区分の普及啓発、資源回収、 生活排水対策に関する普及啓発を 行う。	蓮田白岡 衛生組合 蓮田市 白岡市	"	"				普及啓発				
処理体制の 構築、変更 に関するもの		一般廃棄物処理基本 計画		蓮田白岡 衛生組合	H22	"	↔							
処理施設の 整備に関する もの	1	ストックヤード施設整備 事業	リサイクルプラザの整備及び資源物 の適正な保管場所、災害時等一時 的に多量に発生する廃棄物の選 別・保管場所の確保	蓮田白岡 衛生組合	H24	H24	○			↔ 建設工事				
		合併処理浄化槽整備		蓮田市	H22	H27	○	←						合併浄化槽整備
		合併処理浄化槽整備		白岡市	H23	H27	○		←					合併浄化槽整備
施設整備に 係る計画支 援に関する もの	31	蓮田白岡衛生組合・ ストックヤード施設整備 に係る調査・設計等業務	調査・設計等		H23	H23	○			↔ 設計				
その他														

※1 処理施設の整備に係る事業番号については、計画本文3(3)表5に示す事業番号及び様式2の事業番号と一致させること。

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	蓮田白岡衛生組合
(2) 施設名称	ストックヤード
(3) 工期	平成24年度 ～ 平成24年度
(4) 施設規模	<p>施設全体規模 約5,200㎡</p> <p>リサイクルプラザ（2階建710㎡）・屋内資源物ストックヤード（400㎡）</p> <p>【縦14.5m×横53.5m×高さ8m】</p> <p>屋外ストックヤード（約2,000㎡）</p>
(5) 処理方式	選別・一時保管（解体作業を伴う）
(6) 地域計画内の役割	リサイクルプラザの整備及び資源物の適正な保管場所、災害時等一時的に多量に発生する廃棄物の選別・保管場所の確保
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) ストック対象物	資源物（古紙・布類）・廃蛍光管・廃乾電池・硬質プラスチック・ペットボトル・ペットボトルキャップ・家電品・基板・剪定枝・災害時廃棄物等
--------------	--

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	<p>①分別収集回収拠点の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 <p>②小規模ストックヤードの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設規模 ・ストック対象物 <p>③簡易プレス機の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 <p>④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入台数（積載量） ・運行計画
-----------------------	---

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	蓮田市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：生活排水による公共水域の水質汚濁の防止を図る。 内容：浄化槽法第2条第1項に掲げる浄化槽で、BOD除去率90%以上、処理水のBOD20ml以下の機能を有する浄化槽で10人槽以下のものを整備
(4) 事業期間	平成23年度～平成27年度
(5) 事業対象地域の要件	水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
(6) 事業計画額	交付対象事業費12,607千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	34基 (85人分)	基	11,288	8,056	6,445
6～7人槽	26基 (65人分)	基	10,764	7,452	6,012
8～10人槽	1基 (3人分)	基	548	150	150
11～20人槽	基 (人分)	基			
21～30人槽	基 (人分)	基			
31～50人槽	基 (人分)	基			
51人槽以上	基 (人分)	基			
改築		基			
計画策定調査費					
合計	61基 (153人分)	基	22,600	15,658	12,607

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口	市町村世帯数
対象地域人口	対象地域世帯数

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	白岡市
(2) 事業名称	浄化槽設置整備事業
(3) 事業の実施目的及び内容	目的：公共水域の水質保全を目的として、集合排水処理が整備されていない地域等では合併処理浄化槽の整備を進め、計画に基づいた生活排水処理を適正に実施する
(4) 事業期間	平成23年度～平成27年度
(5) 事業対象地域の要件	水質汚濁の著しい閉鎖性水域の流域
(6) 事業計画額	交付対象事業費58,200千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対基数 (人分)	うち 単独撤去	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	57基(142人分)	35基	22,074	19,534	19,534
6～7人槽	32基(80人分)	20基	15,048	12,960	12,960
8～10人槽	6基(15人分)	4基	3,648	3,032	3,032
11～20人槽	基(人分)	基			
21～30人槽	基(人分)	基			
31～50人槽	基(人分)	基			
51人槽以上	基(人分)	基			
改築	基				
計画策定調査費					
合計	95基(237人分)	59基	40,770	35,526	35,526

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口	市町村世帯数
対象地域人口	対象地域世帯数

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）

計画支援概要

都道府県名 埼玉県

(1) 事業主体名	蓮田白岡衛生組合
(2) 施設名称	ストックヤード施設整備のため
(3) 事業名称	ストックヤード施設整備に関する設計業務
(4) 事業期間	平成23年度～ 平成23年度
(5) 事業概要	<p>ストックヤード施設整備に関する設計</p> <p>施設概要</p> <p>施設全体規模 約5,200㎡</p> <p>リサイクルプラザ(2階建710㎡)・屋内資源物ストックヤード(400㎡)</p> <p>【縦14.5m×横53.5m×高さ8m】</p> <p>屋外ストックヤード(約2,000㎡)</p>
(8) 事業計画額	8,274千円